

○ぬくもりの田舎暮らし推進事業補助金交付要綱

平成21年3月23日告示第20号

改正

平成27年3月19日告示第8号の1

ぬくもりの田舎暮らし推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、阿智村の定住者を維持し、また新たな定住者を確保していくために、空き家の有効活用を推進していくための事業の経費に対し、予算の範囲内で支援することについて、補助金等交付規則（昭和58年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金対象者)

第2条 補助対象者は次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 阿智村空き家情報活用制度要綱（平成21年告示第21号）に基づいて、空き家データベースへ登録した空き家所有者、又は当該空き家の所有者等と賃貸借契約の締結者で、改修工事を完了後、当該空き家に住所を有する者

(2) 市町村税等の滞納がない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないもの

(補助対象経費)

第3条 第1条に規定する補助金の対象となる経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

2 この補助金は、補助対象者（同居人を含む）及び補助対象物件がともに同一の場合、1回に限り交付する。

(補助金の返還)

第4条 別表1 空き家改修事業の補助金の交付を受けた者が、5年未満の間に転居、転出等の理由により居住しなくなったとき、又は5年未満の間に当該空き家を取得し、定住促進のための住宅新增改築等支援金交付要綱（平成28年告示第9号）の支援金を申請する場合は、別表2に定める額を返還しなければならない。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めるときはこの限りでない。

2 返還命令を受けた者は、命令を受けた日から60日以内に補助金を返還しなければならない。

(状況報告)

第5条 村長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、補助事業の遂行状況に関する報告書の提出を求めることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日告示第8号の1）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表1（第3条、第4条関係）

事業名	補助対象経費	補助対象者	補助基準	
			補助率	限度額
空き家活用事業	(1) 家財道具等の運搬及び処分 (2) 屋内及び屋外の清掃 (3) その他村長が必要と認めるもの	所有者等	10/10	20万円
空き家改修事業	(1) 台所、浴室、便所、洗面所等の改修 (2) 内装、屋根、外壁等の改修 (3) その他村長が必要と認めるもの	定住者であって所有者等の3親等以内の親族でない者	5/10	75万円

別表2（第4条関係）

交付日からの経過年数	返還を求める金額
1年未満	交付額の100%

1年以上2年未満	交付額の80%
2年以上3年未満	交付額の60%
3年以上4年未満	交付額の40%
4年以上5年未満	交付額の20%